

中国ビジネスニュース

編集：香川県上海ビジネスサポーター 池田 博明

新型コロナウイルスの影響で運休が続いていた春秋航空の高松—上海線が9月28日（木）から週4便で運航を再開することとなりました。

運航再開日	2023 年 9 月 28 日（木）					
運航便数	4 往復／週（火・木・土・日）					
曜日	便名	上海発	高松着	便名	高松発	上海着
火・木・土・日	9C8889	8:10	11:25	9C8890	12:25	13:45

※時刻はすべて現地時間となります。（中国の日本との時差：-1 時間）

詳しくはこちらをご参照ください。 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kotsu/koku/20230821.html>

春秋航空 HP からご予約できます。 <https://jp.ch.com/>

今月の注目トピックス

中国のキャンプビジネス

中国も日本と同様にコロナ禍でキャンプ需要が高まり、(iiMedia Research によると) 2020 年の中国におけるキャンプ関連の市場規模は約 7,000 億元（約 14 兆円）、年間成長率は 40%を超え、今後 5～10 年で市場規模は 3 倍の 2 兆元（約 40 兆円）に達すると予測されています。

コロナ前は中国では旅行といえば長距離移動が定番で、ゼロコロナ政策が終了し、キャンプブームも終了するかと思いきや、自宅から 2 時間以内で到着できる短距離旅行が新たな選択肢として選ばれるようになり、現在もキャンプブームは続いています。また、中国のキャンプブームは、上海市、北京市、広州市、蘇州市、天津市、杭州市等の都市部に集中し、都市部に住む OL やサラリーマン等が気軽に都会の喧騒から離れて、大自然の中でリラックスしながら家族や友人と時間を過ごせるのもブームの一因となっています。

日本ではソロキャンプを楽しむ人が増えていますが、中国においては、(iiMedia Research によると) 62.8%が家族と、55.0%が友人と、42.4%が恋人とキャンプを楽しみ、1人でキャンプをしている人はわずか 1.7%となっています。また、キャンプ人口のうち Z 世代が 3 割以上を占めています。

中国ではキャンプは、持参式、手ぶら式（キャンプ側でキャンプ道具を準備）、グランピング（キャン

プ側でキャンプ道具の準備及びシャワー・トイレが完備された宿泊施設を提供)の3種類に分かれ、Z世代には特に手ぶら式とグランピング式が SNS で注目を集め支持されていますが、キャンプのリピーターを中心に、キャンプ道具を揃える人も増加しています。中国のキャンプ人口の半数以上はテント、防水シート、寝袋、テントライト等を購入している傾向にあり、(アリババの2021年国慶節における消費・旅行動向に関するレポートでは)、テントをはじめとしたキャンプ用品の予約数は、前年と比べて14倍以上増加しています。また、中国におけるキャンプ飯といえば、バーベキューか火鍋ですが、若年層を中心に簡単な手順で美味しく作れる調理済み食品が重宝され、(京東のデータによると)ゴールデンウィーク期間中の調理済み食品の販売量は前年比250%以上増加となっています。

中国ではコロナ禍にキャンプを中心としたアウトドア・レジャーが徐々にメジャーになり、2020年は「キャンプ元年」とも呼ばれ、中国における国内アウトドアブランドはまだ多くはありません。(排行榜123網によると)2022年の中国におけるアウトドアブランドランキングTOP10の8割が海外企業となっており、海外ブランドが人気を集め、中国へ参入する外資企業も増加しています。JETROでは中国各地で日本キャンプ製品の展示会出展やプロモーションイベントを実施し、キャンプをきっかけに日本製品に触れ合うことで、日本ブランドの知名度向上から輸出拡大に繋がられるよう取り組まれています。

今後もキャンプ経済の加速が予想され、2021年にアウトドア事業に参入した企業は2万社以上、現在も増加の傾向にあり、中国企業も力を入れ始めています。日本式キャンプの普及以外にも中国人のニーズに合ったキャンプスタイルを提案できるかが中国市場において成功を握る鍵になるかと思います。

政策・経済トピックス

【新政策動向】

■ 中国 日本への団体旅行解禁

8月10日、中国政府は新型コロナウイルスの感染拡大を受けて制限してきた、中国人の団体旅行と一部の旅行商品について、8月10日から日本を含む78の国と地域を対象に、新たに解禁すると発表し、同日から旅行会社やオンライン旅行会社による「航空券+ホテル」のパッケージツアー商品発売が再開された。日本以外の対象国には、韓国やインド、アメリカ、オーストラリア、イギリス、ドイツなどが含まれる。日本を訪れる中国人旅行者は2020年以降のゼロコロナ政策の影響で低迷したが、今年の春頃から、すでにビザを取得している人などを中心に個人の旅行者が増えるなど回復傾向が続いているが、今回、団体旅行も解禁されたことで、今後日本を訪れる中国人旅行者の数は大幅に増えるとみられる。

■ 商務部 外資参入ネガティブリストの合理的削減を検討・推進へ

国務院は8月14日に行った政策定例ブリーフィングで、「外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見」について説明した。同部の陳春江部長補佐は、「商務部はこれから関係当局とともに外資参入ネガティブリストの合理的な削減の推進を検討して、外資の市場参入を持続的に拡大する。『外国投資家による上場企業に対する戦略投資に関する管理規則』を改定し、外国人投資家の上場企業に対する戦略的投資における制限をさらに緩和する」と述べた。

【経済動向】

■ 外資系企業の 9 割超、「中国市場の魅力は増加か維持」

7 月 28 日、中国国際貿易促進委員会が発表した調査研究報告によると、今年第 2 四半期（4～6 月）については、調査の対象となった外資系企業の 90%以上が「中国市場の魅力は増加している、または維持されている」との見方を示し、80%以上が「今年の中国での投資収益率は横ばいまたは増加するだろう」と答えた。同報告によると、企業の 90%近くが中国での経営場所の獲得、納税、清算手続き、ビジネス上のトラブルの解決、都市行政管理における公共インフラの整備、市場参入、越境貿易、市場競争の促進といった指標について「満足している」という結果になった。現在、中国の外資導入規模は全体として安定した状態が続き、公式のデータによると、今年上半期の中国の実行ベース外資導入額は前年同期比 2.7%減の 7,036 億 5,000 万元（約 14 兆円）に上り、新たに設立された外資系企業は同 35.7%増の 2 万 4000 社。

■ 7 月の製造業 PMI は 49.3%に上昇

国家統計局サービス業調査センター及び中国物流・調達連合会が 7 月 31 日に発表したデータによると、今年 7 月の中国の製造業購買担当者景気指数（PMI）は前月比で 0.3 ポイント上昇して 49.3%になった。生産指数が上昇傾向を保ち、7 月の生産指数は 50.2%でほぼ前月から横ばいとなり、拡大傾向が続いた。新規受注指数は同 0.9 ポイント上昇の 49.5%で、製造業の生産経営活動が安定し、市場ニーズが改善傾向にあったことがわかる。

■ 中国 7 月の社会全体の電気使用量が 6.5%増

8 月 14 日、国家エネルギー局が発表したデータによると、今年 7 月の社会全体の電気使用量が前年同期比 6.5%増の 8,888 億キロワット時（kWh）に達し、産業別に見ると、第一次産業の電気使用量は同 14.0%増の 139 億 kWh、第二次産業は同 5.7%増の 5,383 億 kWh、第三次産業は同 9.6%増の 1,735 億 kWh となった。都市部・農村部住民の生活用電気使用量は同 5.1%増の 1,631 億 kWh となった。

【日系・外資企業動向】

■ ホテルニッコー、江蘇省常熟で開業

8 月 1 日、ホテルオークラの子会社オークラニッコーホテルマネジメントは、江蘇省常熟市に「ホテル・ニッコー常熟」を開業した。ホテル・ニッコー常熟は常熟市中心部より南へ約 6 km の距離にある常熟市国家高新技术産業開発区に位置しており、同開発地区は常熟市経済をけん引する新たなエリアとして期待されている。

【人民元情報】

人民元市場レート（2023 年 8 月 21 日時点）

外貨名 100 日本円

中間値 5.0273 人民元

【中国ビジネスワンポイントアドバイス】

労務外注が使えなくなる！！？

2012 年の中国労働契約法の改定で、労務派遣に対する制限が追加され、多くの日系企業は労務派遣という人材活用方法を諦めましたが、外地従業員の所在地での社会保険の納付や、短期で大量の現場労働者を利用したりなど、企業経営の必要性に応じて、「労務外注」や「人事代理」など、人力資源会社に支援を依頼する日系企業は少なくありません。

しかし、人力資源会社が支援を提供する中、不正や詐欺被害が多発したため、政府は 2023 年 6 月 29 日に、「人力資源服務機構管理規定（以下、新法規と記載）」を発表し、2023 年 8 月 1 日から執行されました。新法規では、主に人力資源会社の資質審査や登記義務を定めていますが、規制行為や管理ルールも明確に定められています。その中で、日系企業にも影響が出ると思われるものは以下の通りです。

1. 労務外注の活用が制限される

新法規第 28 条では、「②人力資源服務外注の名義で、実質的に労務派遣を実施し、労働者を他の会社に勤務させること」を明確に禁止した。労働契約法で、「人材派遣」を規制したため、多くの人力資源会社が、「労務外注」の名義で、労働者を会社で勤務させている。両者は非常に類似しているが、法律上では、労働者の日常業務管理責任の所在や締結される支援契約の性質などで区分されている。日系企業のほとんどは労働者を自社内で勤務させ、日常業務管理を自社で実施しているため、「労務外注」の名義で支援契約を結んでも、トラブルが発生する際、裁判所などに「人材派遣」として認定される可能性が高い。

新法規では、「労務外注」を禁止しているわけではない。「労務外注」の名義で支援契約を締結しても、実質労働者を派遣するだけで、日常業務管理や業務成果管理など、一切責任を持たない偽造派遣行為を禁止している。このため、日系企業は必要な外注業務や日常管理方法を整理し、適切な外注契約をまとめることが望ましい。

2. 社会保険などの納付代理ができなくなる

新法規第 17 条では、「⑨証明資料の詐欺、偽造などの手段で、社会保険基金の支出、社会保険待遇をだまし取る行為を禁止する」と定められた。一部日系企業では、会社所在地以外の場所で人材を使用し、従業員の要求に従い、現地の社会保険に加入していることがある。中国の法律では、従業員は会社所在地の社会保険に加入することを定めているため、従業員所在地で社会保険を納付するためには、現地の人力資源会社に「人事代理」の名義で、納付代行支援を受けている。

2021 年から、政府は北京と杭州をはじめ、社会保険の納付代行を取り締まり始めたが、今でも多くの企業で納付代行が実施されている。納付代行をする際は、従業員所在地の人力資源会社（関連会社を含む）に入社している証明を作成する必要がある。

特に、労災が発生した場合、当該人力資源会社（関連会社を含む）が在籍証明などの資料を作成しなければならない。このため、新法規で定める証明資料の偽造に該当するため、人力資源会社の違法責任が発生すると同時に、人事資源会社が証明資料の発行を拒むと、会社と従業員間のトラブルに発展しやすくなる。以上のことから、すべての従業員が会社所在地の社会保険に加入、或いは従業員所在地に会社分公

司を設立して分公司所在地の社会保険に加入することで安心できる。

3. 海外に個人情報の送付が制限される

新法規第 23 条では、「人力資源会社が業務の必要で、中華人民共和国境内で収集、発生した個人情報、重要データを、境外に提供する場合、関連法律法規の規定に従わなければならない。」と定めた。近年、中国は情報セキュリティ、個人情報の管理を強化し、多くの関連法律法規が公布され、会社の対応が必要となっている。

会社は日常管理のため、労働者の個人情報を収集し、管理しなければなりません、その情報を海外に送信したり、海外のサーバーに保管すると、個人情報の越境に該当するため、情報収集の同意獲得や個人情報越境標準契約の締結など、各種手続きが必要となる。

ビジネス相談

香川県上海ビジネスサポーターでは、会計・税務、人事労務、経営、法律などのご相談に無料でお答えしています。お困りの際は、香川県上海ビジネスサポーターまでお気軽にご相談ください。

【相談事例のご紹介】

➤ 質問

【契約社員の労働契約に関するご相談】

契約社員の労働契約に関して下記について教えていただきたく存じます。

- ①現在「手取り契約」ですが「額面契約」へ社員から変更の申出があった場合の対応の注意点。
- ②上記における雇用者、労働者の各々のメリット、デメリット。
- ③個人所得稅減税により上記の動きがみられるが、額面契約への変更は法的に必須なのか。労働者が従前の手取り契約を希望すれば問題ないのか。

➤ 回答

- ① 今からの変更であれば、そこまで難しく考える必要はありませんが、額面契約の額面の中の個人所得稅及び社会保険をどう考えるのかを事前に整理しておく必要はあるかと思われます。実際に基礎控除が年間 60,000 元になったり、子供の控除（子供 1 人に対して 1,000 元）両親の扶養控除（1 人っ子の場合は 2,000 元で兄弟がいる場合は、2,000 元を分けることになります）等、色々あります。
- ② 状況（従業員の方の現在の給与額、基礎控除状況）によって異なります。会社のコスト目線で見ると増えたりする可能性もあるので、①で記させて頂きました通り事前にしっかり個人所得稅や社会保険の状況を事前にしっかり整理しておく必要があります。（個人負担分、会社負担分両方）
- ③ 法的には、どちらか決められておりません。なので、額面への変更が必須というわけでもありません。ただし、累進課税になっているため、総額でやった方が楽ではあります。

- ・ 毎回、手取りから計算すると、年度の途中で個人所得税の税率や税額が変わる可能性があり、社会保険計算が少し煩雑になります。
- ・ 手取り保証（手取り契約）の場合、過去 12 か月で支給された給与、賞与、手当、残業、「個人所得税」「個人負担分の社会保険」などを全部足して平均値を出していくことになります。

香川県上海ビジネスサポーターの利用できるサポート内容ご案内

<現地視察の支援>

- ① 現地視察に対する企画提案・アポイント手配 ②現地視察に対するアテンド・通訳

<ビジネス展開の支援>

- ③県内企業及びその現地法人等からの依頼によるビジネス相談 ④マッチング候補企業情報の提供等（基礎調査） ⑤中国企業とのビジネスマッチング・商談機会の創出 ⑥他県共同中国セミナー開催 ⑦マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアポイント手配）（有料） ⑧マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアテンド）（有料）

<対象外の業務> ビジネスを伴わない観光目的での視察、適法性が疑われるもの。公序良俗に反すると思われるような業務等。

<利用対象地域>上海市、江蘇省、安徽省、浙江省

<利用申込資格> 香川県内に本社又は事業所を有する企業及び商工関係団体等。香川県内に本社又は事業所を有する企業で、中国に進出している現地法人、支店、駐在員事務所

<利用者が負担する費用> ①②③④⑤⑥のサービスは無料です（ただし、渡航費、宿泊費等は利用者の負担）。⑦⑧のサービスは有料です。利用申込書提出後に利用者が負担する費用を事前にお支払いいただきます。

香川県上海ビジネスサポーターの支援をご希望の場合は、以下 URL からお申込みください！

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/sangyo/kaigai/03.html>

~~~~~  
香川県上海ビジネスサポーター 池田 博明

〒200030 上海市徐匯区虹橋路 1 号 港匯中心 1 座 25 楼  
（上海邁伊茲（マイツ）諮詢有限公司 浦西事務所内）

E-mail: kagawa@myts-cn.com

上海ビジネスサポーターの支援をご希望の場合は、こちらを検索！！

香川県 上海ビジネスサポーター

検索